

タイにおける商標権侵害製品の水際取締



Satyapon & Partners Ltd.

Satyapon Sachdecha

Satyapon 事務所は 1995 年に設立したバンコクにある知的財産権法律事務所です。弁護士数は 15 名です。出願も取り扱うが特に商標の訴訟を多く取り扱う。Satyapon Sachdecha 氏は Satyapon 事務所創設者で、タイ国知財協会の会長等要職を兼ねる弁護士・弁理士でもあります。

商標権侵害製品の輸入は、商標法 B.E.2534 (1991) の第 110 条に基づき犯罪となる。商標法 B.E.2534 (1991) 第 110 条以外にも、国境における商標保護に関係する法令（偽造商標を付した製品の輸出入に関する対応を定めた「輸出入に関する商務省通達」 B.E.2530 (1987) など）が存在する。権利者が税関職員に製品の押収を要求する際の手順は、上記の通達に規定されている。税関法 B.E.2469 (1926) に基づき、知的財産権侵害製品は禁制品と見なされる。

侵害製品がタイに入り込むのを国境で食い止めるため、商標権者はタイ国税関の支援を求めることができる。税関の支援は、すべての関連法規を厳格に適用することによって、知的財産権の効率的な行使を支援すること、ならびに侵害製品の輸出入の制限および禁止に際しての政府当局と公共部門との協力を円滑化することを目的とした、所管の各政府当局間で覚書が締結されて以降、可能となった。

出荷された商標権侵害製品がタイ国に輸入されようとしているか、タイ国から輸出されようとしているという事実を商標権者が知った場合、商標権者およびその代理人は、出荷された製品の名称、当該製品に関する識別情報、問題の製品がタイに輸入されるかタイから輸出される予想日、輸入者の名称、原産国もしくは仕向地となる国などの情報を税関に提供することができる。これらの情報を受けとった場合、税関は通関に先立って製品の検分を行う。税関が商標権侵害の疑いを抱いた場合、当該製品は留置され、当該製品が実際に侵害製品であることを商標権者もしくはその代理人が確認した時点で製品は押収される。

上記のシステムに加えて、商標権者は自らの商標を税関に登録することができる。税関登録すると、税関当局は常時輸出入製品を監視し、疑義貨物が通関する際にはチェックする。

■ 税関登録

税関登録に際しては、タイ知的財産局（Department of Intellectual Property : DIP）に登録された各商標に関して、所定の書類を作成し、提出する必要がある。税関登録に際して必要な情報および文書は以下の通りである。

- (1) 輸出入の差止申立書（商標出願番号および登録番号を記載）
- (2) 公証人が証明した署名入り委任状
- (3) 公証人が証明した署名入り念書
- (4) タイにおける商標登録証の認証済みコピー

公証人が証明した署名入りの念書（Letter of Responsibility）が税関から要求される。偽造品の疑いのある製品を税関で留置した結果、第三者が損害を被った場合に税関が免責するためである。

タイにおける商標登録証の認証済みコピー（Certified Copy）は商標局から入手することができる。これは商標権者の権利を示す証拠として要求される。

税関登録は一回の手続であるが、商標が更新された場合には新規の登録を改めて申請し、当該商標が有効に登録されているという事実を税関に届け出をすることが強く推奨される。

■ 製品の留置・押収手続

税関が特定の荷物に疑いを抱き、それが商標権侵害製品であることを発見した場合、その荷物は税関に留置される。上記所管の各政府当局間で覚書締結後の税

関の慣行によれば、留置後、税関は委任状により指定された商標権者の代理人に連絡し、税関に出向いて押収物が偽造品であるか否かを確認するよう要請する。問題の製品が偽造品であると確認された場合、輸入者もしくは輸出者はすべての関連法規に基づき税関により裁判所に提訴される。

さらに、製品の通関に先立ち、特定の荷物を調査するよう税関に要請することができる。この場合、侵害の疑いのある荷物に関する具体的かつ詳細な情報が税関職員に提供されていないなければならない。

現行規則の下では、税関は侵害が疑われる荷物を 24 時間留置することができる。権利者の代理人が更に長い留置を望む場合、更に 9 日間の延長を税関に要求する申立をすることができる。この申立書の提出とともに、権利者の代理人は、侵害の疑いで留置されたにもかかわらず侵害製品とは認定されなかった場合の賠償責任を権利者が負い、税関を免責することを約した文書に署名することを求められる。また、税関は、輸出入業者の損害を補償するための供託金の前払いを求める権限を有する。

製品の確認がなされた後、税関は当該製品が押収され侵害品と認定されたことを輸出入業者に通知する。税関は輸出入業者に罰金を科し、罰金額を徴収する。罰金の額は一般に、当該製品が市場に出された場合の市価相当額と税関職員が判断した金額の 2.5 倍である。税関は、侵害品を押収し、後日これを破棄する。この問題が裁判所に持ち込まれることはなく、税関もそれ以上の関与を行わない。罰金を受けた輸（出）入業者名は、刑事罰を受けた記録として残され、再犯の場合には最大限の処罰が科される可能性がある。

■まとめ

税関は侵害者に対抗する上で重要な役割を担っているため、商標権者は国境における保護措置を申請することが大切である。国境における保護を享受するためには、商標権者が自らの商標をタイにおいて登録していることが必要である。

税関が効果的に機能するためには、商標権者が侵害品と純正品の見分け方に関する知識を税関職員に与え、当局が、商標権者が所有する商標を常に意識するようにするための税関職員の研修やワークショップが非常に重要となる。このような研修は、権利者が侵害との戦いに真剣に取り組んでいることを強調する上でも役立つ。

権利者は、模倣取締に携わるすべての国家機関と積極的に協力していくことが望ましい。良好な連携関係の結果として、模倣との戦いにおける効率性がより高まるだろう。

■ 参考情報

- ・ タイ商標法 B.E. 2534 (1991) 110 条
- ・ タイ輸出入に関する商務省通達 B.E. 2530 (1987)
- ・ タイ輸出入法 B.E. 2522 (1979)
- ・ タイ税関法 B.E. 2469 (1926)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)